

郵便料金等の改定に必要となる郵便法施行規則の一部を改正する省令案及び  
民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見

以下の理由により反対の意見を提出する。

1. 郵便事業の合理化が不十分であり、適正な原価に基づいて料金上限を計算したものとは  
いえない。

郵便法第3条において「郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適  
正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。」と規定されている。  
郵便物数が最も多かった2001年度と2022年度の比較では、郵便物数は262億通から  
144億通と約54%（約45%減）に推移している。一方、郵便局数は、24773件から  
24274件と約98%（約2%減）の推移にとどまっている。郵便事業のコストの多くが人  
件費であるならば、郵便局数を削減して配達現場より上の中堅・管理職クラスの人員を  
削減する等、人件費の削減が不可欠であるにもかかわらず、こうした経営の合理化はほ  
とんど行われていない。郵便の需要減少が20年以上も前から明らかであるのに、こうし  
た郵便局数の削減や中堅・管理職クラスの人員削減等の抜本的な合理化を行わないこと  
は、郵便が公共性の強い事業であることからして許されないと考える。

また、日本郵便株式会社は、企業買収や出資において多くの損失を出すなど、経営層に  
経営能力が欠如していると言わざるを得ず、こうした状況では能率的な郵便事業の経営  
は期待できない。

まずは郵便事業の合理化と経営能力の向上に着手し、「能率的な経営」を実現してから、  
郵便料金の上限引き上げを検討すべきである。

2. 仮に郵便料金上限を引き上げる場合には、引き上げ幅を減縮するべきである。

仮に郵便料金上限を引き上げるとしても、30%もの大幅な引き上げについては反対  
である。郵便の個人需要が減少するなか、郵便を利用して事業を支えているのは、企業  
が個人や取引先に向けて広告郵便を利用する等のビジネス需要である。郵便を利用する  
通販企業からは、郵便を年間数億円規模で使用しており今回の大幅な値上げは対応困難  
で事業継続に大きな影響があるとする意見や、今回の大幅な値上げが実施される場合  
には数十%規模で郵便利用を削減する計画を立てているとする意見が寄せられている。ま  
た、既存顧客とのコミュニケーションを深めるために個別顧客への郵便を積極的に活用  
している企業もある。郵便の大幅なコスト増加・サービス低下は、業界全体に大きな影  
響を与える。特に、30%もの大幅な引き上げは、企業がコストとして受け止めきれぬ幅

を超えている。

郵便料金の上限の引き上げを行う場合には、引き上げ幅を縮減するよう再度検討すべきである。

3. 仮に郵便料金上限を引き上げる場合には、ビジネス需要を喚起する仕組みを拡充すべきである。

郵便料金が大幅に引き上がれば、従来郵便を利用していた企業は紙によらないデジタルでの広告配信や情報やり取りに、より一層シフトしていくことになる。実際に郵便を利用する企業からは、今回の引き上げ幅が大きいため、郵便の利用自体を削減しデジタルシフトを進めるとの声が多数上がっている。さらに、紙の利用自体が減少すれば、製紙・印刷・発送代行など業界横断的に取扱量が減少し、多業種に悪影響が生じることとなる。仮に料金上限を引き上げる場合でも、割引等のビジネス需要を喚起するような施策を一層拡充しなければ、郵便の需要は想定以上に減少することとなり、市場全体に悪影響を与えるおそれがある。

郵便料金の引き上げを行う場合には、同時に各種割引制度を充実させるなどの対応を検討すべきである。

以上